

# 一般社団法人資産運用業協会定款

2026年3月25日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人資産運用業協会と称し、英文名をInvestment Management Association of Japanと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の行う投資運用業及び投資助言・代理業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 正会員（第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）及び金融商品仲介業者（正会員を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第66条の3の規定による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、正会員（同法第29条の規定による第二種金融商品取引業の登録を受けた正会員に限る。）の委託を受けて、受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集又は私募の取扱いを当該正会員のために行う金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）が金融商品取引業等（委託者非指図型投資信託に係る業務を含む。以下同じ。）を行うに当たり、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令の規定を遵守させるための正会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等に関し、資産運用の適正化、受益証券等（受益証券、投資証券（振替投資口を含む。）又は投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）の募集又は私募その他の取引の適正化、契約の内容の適正化、その他投資者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務

- (3) 正会員及び金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則（理事会決議を含む。以下同じ。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に争いがある場合のあっせん
- (6) 金商法第66条の25において準用する同法第64条の7第1項の規定により行う外務員の登録事務
- (7) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に係る業務の適正化に必要な業務のため必要な規則（理事会決議を含む。）の制定その他の業務
- (8) 投資運用業及び投資助言・代理業等に係る知識の啓発、普及及び刊行物の発行
- (9) 投資運用業及び投資助言・代理業等に関する統計等の作成及びその公表
- (10) 投資運用業及び投資助言・代理業等に関する調査、研究及びその公表
- (11) 会員及び会員の役職員の研修
- (12) 会員間及び投資運用業又は投資助言・代理業等に関係のある団体等（海外の団体等を含む。）との意思の疎通及び意見の調整
- (13) 関係官庁その他関係機関（海外の関係機関を含む。）に対する建議、要望及び連絡
- (14) 金商法第79条の5に規定する内閣総理大臣への協力
- (15) 正会員及び金融商品仲介業者が取扱う個人情報保護に関する業務
- (16) 前各号に掲げるもののほか、投資者に対する広報その他この法人の目的を達成するために必要な業務

2 前項の事業は、本邦又は海外において行うものとする。

（業務規程等）

第5条 この法人は、前条に規定する業務を適正かつ確実に実施するため、その業務に関する規程（金商法第79条の3第1項に規定する業務に関する規程をいう。以下「業務規程」という。）その他の規則を定める。

2 定款の施行に関し必要な事項は、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

（規則等の制定改廃）

第6条 業務規程、定款施行規則その他の規則（理事会決議を含む。）の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

### 第3章 会員

（法人の構成員）

第7条 この法人の会員は正会員及び賛助会員とする。正会員又は賛助会員となることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 正会員 次に掲げる者

- ア 金商法第29条の規定に基づく登録を受けた投資運用業者
- イ 投信法第47条第1項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（信託業法（平成16年法律第154号）第3条又は第53条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。）
- ウ 金商法第29条の規定に基づく登録を受けた投資助言業者
- エ 金商法第29条の規定に基づく登録を受けた代理・媒介業者
- オ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資助言・代理業又は投資運用業（金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為又は同項第15号に掲げる行為に限る。）を行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた登録金融機関
- カ 金商法第33条の2の規定に基づき投資助言・代理業を行う登録金融機関（オに規定する者を除く。）

(2) 賛助会員 本協会の目的に賛同しその活動に協力する法人（前号に該当する者を除く。）

- 2 前項第1号ア、イ及びオ（投資運用業を行う場合に限る。）の会員を投資運用会員（同号ウ及びエの登録を併せて受けている業者を含む。）、同号ウ、エ、オ（投資助言・代理業を行う場合に限る。）及びカの会員を投資助言・代理会員という。
- 3 第1項第1号に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定する社員及び金商法第78条第2項に規定する会員とする。

#### (入会手続)

第8条 この法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会しようとする会員の種別に応じて、定款施行規則に定める事項を記載した入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者が提出する入会申込書には、定款施行規則に定める書類を添付しなければならない。

#### (入会の拒否)

第9条 この法人は、この法人に正会員として入会申込を行った者が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令、法令に基づく主務官庁の処分若しくはこの法人の定款その他の規則に違反し、法令に基づく登録の取消し若しくはこの法人から除名の処分を受けたことがあること。
- (2) 前条に定める入会申込書又は入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。
- (3) 法令に基づき、行政官庁の業務停止又は業務改善命令を受けた場合であって、申請時においても適正な業務運営を実現するための経営管理態勢が確立されていないと認められること。
- (4) その他定款施行規則に定める事由に該当するとき。

- 2 この法人は、この法人に賛助会員として入会の申込を行った者が前項各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(会員代表者等の届出)

第10条 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた正会員（法人格を有する正会員に限る。以下この条において同じ。）は、定款施行規則の定めるところにより、直ちにこの法人の業務についてその正会員を代表する者（以下「正会員代表者」という。）1名及び正会員代表者の代理者3名以内を定め、この法人に届け出なければならない。

- 2 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた賛助会員は、定款施行規則の定めるところにより、その賛助会員を代表する者をこの法人に届け出なければならない。
- 3 正会員又は賛助会員は、この法人に届け出た会員代表者（正会員代表者及び第2項に定める賛助会員を代表する者をいう。）又はその代理者（第1項に定める代理者をいう。）に変更があった場合には、この法人に届け出なければならない。

(入会金)

第11条 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた正会員は、入会金を納入しなければならない。

- 2 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた正会員は、入会金を納入した日をもって会員資格を取得する。
- 3 入会金の額及び納入方法その他必要な事項は、総会において定める入会金及び会費に関する規程による。
- 4 既納の入会金は返還しない。

(会費及び特別会費)

第12条 正会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 正会員は、特別な支出に充てるために必要と認めるときは、特別会費を納入しなければならない。
- 3 会費及び特別会費の計算方法、納入方法及び返還方法は、総会において定める入会金及び会費に関する規程による。

(正会員の報告事項)

第13条 正会員は、定款施行規則その他の規則で定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、その事由の内容その他必要な事項をこの法人に報告しなければならない。

(賛助会員の届出事項)

第14条 賛助会員は、定款施行規則に定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、この法人にその旨を届出なければならない。

(資料の提出等)

第15条 この法人は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、正会員に対して、当該正会員の行う投資運用業及び投資助言・代理業等又は金融商品仲介業者の営む投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

2 正会員は、前項の規定に基づく報告若しくは資料の提出、又は説明を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第16条 この法人は、正会員の行う投資運用業又は投資助言・代理業等の業務に関し、当該正会員又は金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の業務の状況若しくは財産の状況若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 正会員は、前項の規定によりこの法人が行う監査に応じなければならない。

(任意退会)

第17条 正会員又は賛助会員は、定款施行規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の処分)

第18条 この法人は、正会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該正会員に弁明の機会を与え、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。なお、除名は、総会の決議に基づき行うものとし、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限は、会員の処分等に関する規則に定める処分の程度の範囲内で、理事会の決議によりこれを行う。

(1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書又は定款施行規則に定める添付書類の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明したとき。

(2) 第13条に規定する報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。

(3) 第15条に規定する報告若しくは資料の提出若しくは説明を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出若しくは説明を行ったとき。

(4) 第16条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則若しくは総会若しくは理事会の決議若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき。

(6) その他この法人の秩序又は信用を害したとき。

2 この法人は、賛助会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該賛助会員に弁明の機会を与え、会員の処分等に関する規則に定める処分の程度の範囲内で、理事会の決議により、除名の処分を行うことができる。

(1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書又は定款施行規則に定める添付書類の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明したとき。

(2) 定款施行規則その他の規則に定める事由に該当したとき。

(3) その他本協会の秩序又は信用を害したとき。

- 3 前項の規定に基づき賛助会員に対して除名の処分を行う場合には、理事会の議決権の3分の2以上の多数決による。
- 4 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は、併科することができる。
- 5 理事会又は総会において、処分を行うことが決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(正会員に対する勧告)

第19条 この法人は、正会員の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約若しくは投資一任契約若しくは投資顧問契約又は取引の信義則の遵守の状況、又は資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況（財産の状況は、投資運用会員に限る。）が適当でないとき認めるときは、事由を示して勧告を行うことができる。

(正会員資格の喪失)

第20条 正会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項第1号に定める会員資格を失ったとき。
- (2) 第12条に規定する会費又は特別会費を、納入期限から2年間滞納したとき。
- (3) 第17条の規定に基づき退会したとき。
- (4) 第18条第1項の規定に基づき除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。
- (6) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(賛助会員資格の喪失)

第21条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項第1号アからカまでのいずれかに該当するとき。
- (2) 第12条に規定する会費を、納入期限から2年間滞納したとき。
- (3) 第17条の規定に基づき退会したとき。
- (4) 第18条第2項の規定に基づき除名されたとき。
- (5) 当該賛助会員が解散したとき。

(会員の名簿)

第22条 この法人は、書面又は電磁的記録により正会員名簿及び賛助会員名簿を作成し、これをこの法人の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、定款施行規則において定める。

## 第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第24条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第25条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第26条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、正会員に通知を発しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第28条 総会の議決権は、投資運用会員1名につき4個、投資助言・代理会員1名につき1個とする。

- 2 法人の会員にあつては、総会に出席し議決権を行使できる者は、第10条第1項に規定する正会員代表者又は代理者とする。

(決議)

第29条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員の除名
  - (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録により議決し、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。

4 前項の場合において、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印又は電子署名を行うものとする。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上26名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とする。

4 理事のうち、2名以内を一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第32条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長の選定は、理事会の決議による。

3 理事会の決議により、理事のうちから副会長を若干名選定することができる。

4 理事会の決議により、会員以外の理事のうちから専務理事を選定することができる。

5 前項の専務理事をもって業務執行理事とする。

6 副会長は専務理事を兼ねることができる。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、総会及び理事会の議長になるとともに、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しな

なければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行及び財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補充として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補充として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事には報酬等を支給しない。ただし、常勤の理事並びに会員代表者以外の理事及び監事に対しては、総会において定める報酬等の支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するときは、開催する日の5日前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 一般法人法第96条の規定に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 一般法人法第98条の規定に基づき、理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名を行うものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第45条 この法人は、理事会の決議により、委員会を置くことができる。  
2 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。  
3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第8章 財産及び会計

(基本財産等)

第46条 この法人は、次に掲げるものを基本財産として計理する。  
(1) 第11条に規定する入会金を積み立てた基金  
(2) 基本財産として寄附された財産  
(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産  
2 この法人は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計

上されるものに限る。)に係る支出に充てるため、特定費用準備資金を保有できるものとし、特定費用準備資金に関し必要な事項については、理事会の決議により定める。

(基本財産の処分等の制限)

第47条 前条第1項に規定する基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、理事会において定める事由に該当する場合は、理事会の決議を経たうえで、その一部又は全部を処分し又は担保に供することができる。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を得るものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、理事及び監事の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第51条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

(資産の管理及び運用)

第52条 この法人の資産の管理及び運用は、理事会の決議により、会長がこれを行う。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議によらなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 第11章 事務局

(事務局)

第58条 この法人の業務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、会長がこれを任免する。ただし、重要な職員については、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。ただし、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止については、会長が理事会の承認を得るものとする。

## 第12章 雑則

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則（設立時）

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第1条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング  
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
野村アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝公園一丁目1番1号  
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

（最初の事業年度）

第2条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2026年3月31日までとする。

（定款に定めのない事項）

第3条 この定款に定めのない事項については、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

第1条 この定款の改正は、この法人、一般社団法人投資信託協会（以下「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「乙」という。）との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）にその効力を生ずるものとする。

第2条 本定款の規定にかかわらず、前条の合併契約に基づく吸収合併の効力発生をもって、甲及び乙の会員は、以下の区分に従い、この法人において、投資運用会員、投資助言・代理会員又は賛助会員としての地位並びに社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する社員をいう。以下同じ。）としての地位（賛助会員を除く。）及び社員総会における議決権(投資運用会員は議決権4個、投資助言・代理会員は議決権1個。賛助会員は議決権を有しない。)を取得する。

(1) 甲の定款第7条第1項第1号に規定する正会員

この法人の投資運用会員、社員、社員総会における議決権4個

(2) 甲の定款第7条第1項第2号に規定する賛助会員のうち、乙の投資運用会員又は投資助言・代理会員（乙の定款第6条第2項に規定する投資運用会員又は投資助言・代理会員をいう。以下同じ。）としての地位を有しない者であって、この法人の定款第7条第1項第2号に規定する賛助会員の要件を充足する者

この法人の賛助会員

(3) 乙の投資運用会員

この法人の投資運用会員、社員、社員総会における議決権4個

(4) 乙の投資助言・代理会員

この法人の投資助言・代理会員、社員、社員総会における議決権1個